

定例監査の結果（令和7年12月5日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第1号に規定する財務監査及び同項第2号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和6年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を窓口するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

番号	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	会計管理部	令和7年7月22日	令和7年7月3日	実地
2	危機管理監	令和7年7月22日	令和7年7月3日	実地
3	総務局	令和7年8月8日	令和7年7月11日	実地
4	県立総合技術研究所	令和7年8月8日	令和7年7月11日	実地
5	地域政策局	令和7年8月27日	令和7年7月29日	実地
6	選挙管理委員会事務局	令和7年8月27日	令和7年7月29日	実地
7	環境県民局	令和7年8月5日	令和7年7月17日	実地
8	商工労働局	令和7年8月20日	令和7年7月1日 令和7年7月18日	実地
9	農林水産局	令和7年8月21日	令和7年7月30日	実地
10	広島海区漁業調整委員会事務局	令和7年8月21日	令和7年7月30日	実地

番号	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
11	広島県内水面漁場管理委員会事務局	令和7年8月21日	令和7年7月30日	実地
12	土木建築局	令和7年8月28日	令和7年8月1日	実地
13	収用委員会	令和7年8月28日	令和7年8月1日	実地
14	上下水道部	令和7年7月16日	令和7年7月1日	実地
15	議会事務局	令和7年12月5日	令和7年7月7日	書面
16	教育委員会事務局	令和7年8月22日	令和7年7月24日	実地
17	警察本部	令和7年8月25日	令和7年7月28日	実地
18	監査委員事務局	令和7年12月5日	令和7年7月8日	書面
19	人事委員会事務局	令和7年12月5日	令和7年7月8日	書面
20	労働委員会事務局	令和7年12月5日	令和7年7月8日	書面
21	県立広島皆実高等学校	令和7年9月9日	令和7年9月9日	実地
22	県立福山明王台高等学校	令和7年12月5日	令和7年9月19日	書面
23	県立広島高等学校	令和7年12月5日	令和7年9月5日	書面
24	県立広島中学校	令和7年12月5日	令和7年9月5日	書面

4 委員の除斥

議会事務局の監査については、地方自治法第199条の2の規定により、議員から選出された森川委員及び福知委員を監査執行に当たり除斥した。

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 会計管理部

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務
- 現金・物品の出納及び保管に関する事務
 - 会計・物品事務の指導、監督及び企画調整に関する事務
 - 支出命令等の審査、会計検査に関する事務
 - 決算の調製に関する事務
 - 契約事務の企画立案及び指導に関する事務(建設工事に係るものを除く。)
 - 総務事務の集中処理に関する事務
- イ 組織体制
- 3課（会計総務課、審査指導課、契約・調達管理課）
- ウ 職員数（令和7年4月1日現在）
- 現員 55人（うち暫定再任用職員数 3人）
 - 会計年度任用職員数 22人
- エ 主な施策（令和6年度）
- 会計事務の品質向上
 - 契約制度の活用促進
 - 事務事業の改善

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

2 危機管理監

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 危機管理の総合調整に関する事務
消防及び高圧ガス等の取締りに関する事務

- イ 組織体制 3課

課名	危機管理課（防災航空センター） みんなで減災推進課 消防保安課
----	---------------------------------------

- ウ 職員数（令和7年4月1日現在）

現員 54人（うち暫定再任用職員数 2人）
会計年度任用職員数 26人

- エ 主な施策（令和6年度）

防災教育の推進（自助）
自主防災組織の体制強化（共助）
大規模災害等への初動・応急対応の強化（公助）
保安体制の充実

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 行政財産の使用料の徴収について

次の行政財産の使用料の徴収について、歳入科目を使用料として徴収すべきところ、誤って雑収として徴収していた。適正な事務処理に努められたい。（危機管理課）

使用許可財産	総合行政通信網膳棚山中継局（土地）
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第1条 広島県予算規則第3条

イ 行政財産の貸付料の徴収について

次の行政財産の貸付料の徴収について、収入手続が遅延していた。適正な事務処理に努められたい。（消防保安課）

貸付財産	貸付内容	徴収すべき期限	納入通知日	貸付料
広島県消防学校建物	自動販売機の設置	令和7年4月30日	令和7年6月16日	1,101,100円
根 拠	不動産貸付要領第5第3項 賃貸借契約書第6条	令和7年4月30日	令和7年6月16日	255,001円

ウ 備品の管理について

次の備品について、委託契約により取得しているが、物品出納職員に対して受入の通知

をしていなかったため、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。(危機管理課)

備 品	スターリンク機器・固定式 1台、スターリンク機器・可搬式 3台、 ポータブル電源 3台
根 拠	広島県物品管理規則第 14 条の 2

エ 貸付財産の管理について

次の財産について、貸付の手続は行われているが、貸付台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。(消防保安課)

財 産	土地 (緊急消防援助隊等用地)
根 拠	広島県公有財産管理規則第 61 条、第 64 条

3 総務局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 県政の基本的事項の企画及び総合調整並びに施策の推進に関する事務

職員の人事管理に関する事務

議会及び県の行政一般に関する事務

県の予算、税その他の財務に関する事務

行政手続、情報通信、統計に関する事務

条例の立案その他他局の主管に属しない事務

イ 組織体制 12課 2チーム 3担当

課名	総務課、審理担当、秘書課、人事課、人材マネジメント担当、福利課、財政課、財産管理課、税務課、経営企画チーム、施策形成支援チーム、広報課、統計課、研究開発課、DX推進課、デジタル基盤整備課、県庁情報システム担当
----	--

ウ 職員数（令和7年4月1日現在）

現員 317人（うち暫定再任用職員数 6人）

会計年度任用職員数 44人

エ 主な施策（令和6年度）

県行政の基本的事項の企画及び総合調整、施策の推進

デジタルトランスフォーメーションの推進

地方創生の推進及び重要施策の総合調整

内部統制制度の推進

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 備品の管理について

次の備品について、物品出納職員に対して受入の通知をしていなかったため、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（人事課）

備品	公印（広島県知事職務代理者之印）
根拠	広島県物品管理規則第10条第3項

イ 借受物品の管理について

次の借受物品について、物品出納職員に対して借受物品に係る受入の通知をしていなかったため、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（総務課、デジタル基盤整備課）

物品	リモート接客システム 1式
----	---------------

根 拠

広島県物品管理規則第14条第2項

ウ 債権の管理について

失業者の退職手当の返納に係る債権について、次のとおり不適正な事務処理があった。

適正な事務処理に努められたい。(人事課)

(ア) 債権管理簿による記録管理が行われていなかった。

根 拠

広島県債権管理事務取扱規則第6条

(イ) 調定済額について、納期限を経過した後も督促等の手続が行われていなかった。

根 拠

広島県債権管理事務取扱規則第8条

【改善を求める事項】

ア 規程の改正について

次の公印について、総務局総務課において公印を保管及び使用しているが、異なる機関を管守機関として公印規程に定めていた。規程を正しく改正する必要がある。(総務課)

公 印 種 類	審理員印 寸法 21mm
規程の管守機関	会計管理部会計総務課
実際の管守機関	総務局総務課
根 拠	広島県公印規程別表（第2条関係）

イ 公印台帳の整備について

公印規程において、総務課長は公印台帳を備え、公印の状況を把握するため必要な事項を登録しなければならないものとされている。

また、公印を廃止したときは、公印管守機関の長は、当該公印の登録の抹消を請求することとされているが、公印の廃止に伴う登録抹消の手續が定められておらず、廃止した旨の記録が行われていない公印台帳や、使用中の公印と区分されずに保管されている公印台帳が見受けられた。公印の廃止に伴う登録抹消の手續を定めるとともに、公印の状況を明確にした公印台帳の整備に努める必要がある。(総務課)

ウ 失業者の退職手当の返納に係る事務処理について

失業者の退職手当の返納に係る事務処理において、返納対応の決定から対象者への事実関係の確認、調定・納入通知までに相当の期間を要しているが、この間、対象者との折衝状況など経過を記録していなかった。

また、対象者からの申し出を受けて分割による納入通知を行った手續や調定が適切に行われていないことなど、債権管理及び収入の一連の事務処理に課題が見受けられた。

債権を適切に管理し、徴収に努める必要がある。(人事課)

エ 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当するとして、一者随意契約を行っているが、競争に付することが不利であると認める理由として

経費の節減や工期の短縮効果を挙げているものの、これらの効果について客観的な判断材料に基づく比較・検討が行われていなかった。

工事請負契約の発注に当たっては、随意契約の適用について慎重に判断するとともに、契約の経済性、公平性、競争性、透明性の確保に努める必要がある。(財産管理課)

契約名	県庁の森電気ケーブル引込工事（令和6年度） 県庁の森及び南館前エリア等改修その他工事（令和6年度）
-----	--

【検討要請事項】

借受物品の管理について

次の物品は、借受物品として備品出納簿に記録され、令和6年度末で借受期間が満了しているが、借受の経緯や相手方が不明のため更新手続等が行われていない状況が続いている。関係課と連携し、借受の経緯等を調査した上で、早急に今後の処理方針について検討していただきたい。(広報課)

物 品	絵画 1幅
-----	-------

4 県立総合技術研究所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 産業技術（工業、農業、畜産業、水産業及び林業）並びに保健及び環境に関する試験研究の企画及び管理
- イ 所在地 広島市中区基町 10 番 52 号 県庁本館 3 階
- ウ 組織体制 1 部（企画部）
- エ 職員数（令和 7 年 4 月 1 日現在）
現員 10 人（うち暫定再任用職員数 1 人）
会計年度任用職員 0 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

5 地域政策局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 都市活性化、中山間地域対策、その他の地域振興の推進及び総合調整に関する事項

市町その他公共団体の自治の振興に関する事項

スポーツに関する事項（学校における体育に関することを除く。）

イ 組織体制 8課1チーム

課名	地域政策総務課、市町行財政課、地域力創造課、公共交通政策課、都市圏魅力づくり推進課、中山間地域振興課、スポーツ推進課、国際課、平和推進プロジェクト・チーム
----	---

ウ 職員数（令和7年4月1日現在）

現員 125人（うち暫定再任用職員数 1人）

会計年度任用職員数 19人

エ 主な施策（令和6年度）

地域振興施策の企画調整、国土調査

交流・定住促進対策、県・市町連携

鉄道・バス・離島航路等の交通対策

都市活性化施策の企画調整

中山間地域振興施策の推進

市町行財政運営助言、地方交付税、起債、市町に対する総合的支援、市町への権限移譲の総合調整

スポーツの推進

国際交流・平和貢献の推進、多文化共生社会づくり、留学生受入促進

「国際平和拠点ひろしま構想」の推進

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

6 選挙管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委 員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 公職選挙法・政治資金規正法・政党助成法に関すること

(イ) 職員数（令和7年4月1日現在）

現員 4人（うち暫定再任用職員数 0人）

会計年度任用職員数 0人 ※併任職員を除く。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

公印台帳の整備について

次の公印について、公印台帳に登録されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

公印種類	広島県選挙管理委員会之印（中）
根 拠	広島県選挙管理委員会公印規程第3条

7 環境県民局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務	県民生活に関する事務 県民文化に関する事務 生活環境及び自然環境の保全に関する事務
イ 組織体制	11課 1担当
課名	環境県民総務課、文化芸術課、消費生活課、わたしらしい生き方応援課、県民活動課、学事課、高等教育担当、環境政策課、環境保全課、自然環境課、循環型社会課、産業廃棄物対策課
ウ 職員数（令和7年4月1日現在）	現員 173人（うち暫定再任用職員数 12人） 会計年度任用職員数 102人
エ 主な施策（令和6年度）	文化・芸術の振興 消費者被害の防止と救済 人として互いに尊重する社会づくり 男女共同参画社会づくり 青少年の健全育成と若者の自立支援 私学教育の振興 高等教育機能の向上 地球温暖化の防止 地域環境の保全 自然環境の保全と活用 循環型社会の構築

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

8 商工労働局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務
商業、工業及び観光に関する事務
物資（農林水産物資を除く）の流通に関する事務
労働に関する事務
土地造成事業に関する事務

イ 組織体制
14課1チーム

課名	商工労働総務課、雇用労働政策課、人的資本経営促進課、職業能力開発課、イノベーション推進チーム、産業人材課、経営革新課、中小企業支援課、県内投資促進課、産業用地課、観光課、自動車・新産業課、バイオ・ヘルスケア産業課、環境・エネルギー産業課、半導体産業課
----	---

ウ 職員数（令和7年4月1日現在）

現員 205人（うち暫定再任用職員数 5人）
会計年度任用職員数 53人

エ 主な施策（令和6年度）

働き方改革・多様な主体の活躍
産業イノベーション
観光振興

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、契約の締結後、直ちに履行保証保険証券の寄託を受注者に行わせてはいなかった。適正な事務処理に努められたい。（商工労働総務課）

契約名	広島県情報プラザ 自家発電機部品交換工事（令和6・7年度）
根拠	建設工事執行規則 第10条第1項 建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領 第3

【検討要請事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による随意契約を行っているが、見積書を一者しか徴していなかった。同号により随意契約を行う場合は、見積書の徴取は二者以上とされていることから、複数の者から見積書を徴することとし、一者のみから徴する場合は、客観的かつ具体的な理由をより明確にするなど、更なる契約の競争性・公平性の確保に取り組んでいただきたい。（イノベーション推進チーム）

契約名	ひろしまサンドボックス謎解きイベント業務（令和6年度）
-----	-----------------------------

9 農林水産局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務	農業、林業及び水産業に関する事務 農林水産物資の流通に関する事務		
イ 組織体制	12 課 1 担当		
	<table border="1"><tr><td>課名</td><td>農林水産総務課、団体検査課、販売・連携推進課、農業経営課、農業生産課、農業技術課、畜産課、水産課、林業課、森林保全課、農林整備管理課、農業基盤課、ため池・農地防災担当</td></tr></table>	課名	農林水産総務課、団体検査課、販売・連携推進課、農業経営課、農業生産課、農業技術課、畜産課、水産課、林業課、森林保全課、農林整備管理課、農業基盤課、ため池・農地防災担当
課名	農林水産総務課、団体検査課、販売・連携推進課、農業経営課、農業生産課、農業技術課、畜産課、水産課、林業課、森林保全課、農林整備管理課、農業基盤課、ため池・農地防災担当		

ウ 職員数（令和7年4月1日現在）
現員 263人（うち暫定再任用職員数 11人）
会計年度任用職員数 22人

エ 主な施策（令和6年度）
生産性の高い持続可能な農林水産業の確立

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

10 広島海区漁業調整委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理やその他
漁業調整に関する事務

(イ) 職員数 (令和7年4月1日現在)

現員 5人 (併任、うち暫定再任用職員数 1人)

会計年度任用職員数 0人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

11 広島県内水面漁場管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 10人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理並びに内
水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事務

(イ) 職員数 (令和7年4月1日現在)

現員 5人 (併任、うち暫定再任用職員数 1人)

会計年度任用職員数 0人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15
条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

12 土木建築局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 道路及び河川、砂防に関する事務
都市計画（他局の主管に属する事務を除く。）その他都市の整備に関する事項
住宅及び建築に関する事務
空港、港湾、漁港その他土木に関する事務
- イ 組織体制 17課1担当

課名	土木建築総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、建設DX担当、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾漁港整備課、都市計画課、都市環境整備課、建築課、住宅課、營繕課
----	--

ウ 職員数（令和7年4月1日現在）

現員 384人（うち暫定再任用職員数 6人）
会計年度任用職員数 35人

エ 主な施策（令和6年度）

防災・減災対策の推進
広島空港の利用促進
デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
道路ネットワークの充実・強化
経済・物流を支える基盤の充実・強化
観光振興に資する基盤整備
みなと環境の整備
持続可能なまちづくり
ひろしまの建築物のブランド化

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

備品の管理について

次の備品について、物品出納職員に対して、受入の通知をしていなかったため、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（建築課）

物 品	公印（広島県建築主事之印）
根 拠	広島県物品管理規則第10条第3項

【改善を求める事項】

県が事務局を担う任意団体に対する負担金交付における事務処理について

次の負担金は、県が事務局を担う任意団体へ交付されているが、当該交付事務において県は、交付対象事業に係る実績報告書の内容確認等を行う検査職員として、当該団体事務局の出納責

任者を務める職員を指名していた。また、実際の検査・履行確認は、検査職員とは異なる職員が行っていた。

県が事務局を担う団体に対する負担金等の交付事務に当たっては、透明性を確保するため、県及び団体における職員の職務等を考慮した上で適切な者を検査職員として指名し、適正な検査・履行確認を行うよう努める必要がある。(港湾振興課)

負担金名	広島港客船誘致・おもてなし委員会事業負担金（令和6年度）
------	------------------------------

【検討要請事項】

借受物品の管理について

次の物品は、借受物品として備品出納簿に記録され、令和6年度末で借受期間が満了しているが、借受の経緯や相手方が不明のため更新手続等が行われていない状況が続いている。関係課と連携し、借受の経緯等を調査した上で、早急に今後の処理方針について検討していただきたい。(土木建築総務課)

物 品	絵画 1幅
-----	-------

(3) 知事の要請による監査の結果

【広島高速道路公社の再発防止策に係る県の取組】

広島高速道路公社（以下「公社」という。）を指導・監督する局の取組について、県・広島市・公社で構成する連絡調整会議を定期的に開催して、公社改革の取組状況や事業の進捗状況等を広島市及び公社と議論し、必要な助言などを継続的に行っていていることを確認した。

引き続き、公社が自律的かつ効率的に公社改革及び再発防止策を推進できるよう、県として外部統制を有効に機能させ、広島市及び公社と連携して取組を進めていただきたい。(土木建築総務課、道路企画課)

13 収用委員会

(1) 機関の概要

- ア 委員 委員 7 人、予備委員 2 人
イ 事務組織の概要
(ア) 主な分掌事務 土地収用に関する事務
(イ) 職員数 (令和 7 年 4 月 1 日現在)
現員 0 人 (うち暫定再任用職員数 0 人)
会計年度任用職員数 0 人 ※土木建築総務課が事務を執行。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

公印の管理について

公印の管理について、印影を記録する台帳等が整備されておらず、使用されている公印の真正性が確認できない状況となっていた。公印台帳の整備をはじめ、公印の新調及び廃止時の手続等を定め、適正な公印管理を行う必要がある。

14 上下水道部

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 流域下水道事業に関する事務
 上下水道事業の広域連携
- イ 組織体制 2課（上下水道総務課、流域下水道課）
- ウ 職員数（令和7年4月1日現在）
 - 現員 25人（うち暫定再任用職員数 0人）
 - 会計年度任用職員数 0人
- エ 主な施策（令和6年度）
 - 下水道施設の改築更新
 - 下水道施設の危機管理の強化
 - 下水道事業の広域化・共同化
 - 施設の最適化（再編整備）の推進
 - 広域連携の推進

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

15 議会事務局

(1) 機関の概要

- ア 議員 63 人（令和7年7月1日現在）
- イ 事務局の概要
- （ア）主な分掌事務 議長及び副議長の秘書に関する事務
議員の厚生福利に関する事務
議会本会議などの運営の事務処理に関する事務
各種審査資料の収集及び分析等の準備に関する事務
- （イ）組織体制 4課（秘書課、総務課、議事課、政策調査課）
- （ウ）職員数（令和7年4月1日現在）
現員 43人（うち暫定再任用職員数 0人）
会計年度任用職員数 14人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

16 教育委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委 員 5人

イ 事務局の概要

- (ア) 主な分掌事務
- 学校教職員の人事管理、学校施設整備に関する事務
 - 県立学校の設置管理、校務運営指導及び教育指導に関する事務
 - 市町教育委員会の指導及び市町立学校の教育指導に関する事務
 - 生涯学習、社会教育の進行に関する事務
 - 文化財の保護活用に関する事務

(イ) 組織体制

部 名	課 名
管理部	総務課（秘書広報室）、教職員課（職員給与室）、施設課、健康福利課、文化財課
学びの変革推進部	学校経営課、教育改革課、教育支援推進課、乳幼児教育支援センター、義務教育指導課、個別最適な学び担当、高校教育指導課、豊かな心と身体育成課（全国高等学校総合体育大会推進室）、特別支援教育課、生涯学習課

(ウ) 職員数（令和7年4月1日現在）

現員 362人（うち暫定再任用職員数 7人）

会計年度任用職員数 93人

ウ 主な施策（令和6年度）

乳幼児期における質の高い教育・保育の推進

「主体的な学び」を促す教育活動の推進による、これからの中学生で活躍するために必要な資質・能力の育成

一人一人の多様な個性・能力を更に生かし、他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる力の育成

今後の社会経済環境の変化に対応できる高度な資質・能力を有する人材の育成

教育上特別な配慮を必要とする児童生徒等への支援

教職員の力を最大限に發揮できる環境の整備

安全・安心な教育環境の構築

生涯にわたって学び続けるための環境づくり

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 備品の管理について

備品の管理について、次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 次の備品について、物品出納職員に対して受入の通知をしていなかったため、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。(総務課)

備 品	公印（広島県立高等学校長）
根 抠	広島県物品管理規則第10条第3項

(イ) 次の備品について、誤って備品出納簿から削除されていた。(総務課)

備 品	公印（教育長職務代理者）
-----	--------------

イ 公印台帳の整備について

次の公印について、公印台帳を作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

(総務課)

公印種類	広島県教育委員会事務局教職員課出納員 広島県立高等学校長
根 抠	広島県教育委員会公印規程第4条第3項

【改善を求める事項】

公印台帳の整備について

教育委員会事務局及び学校その他の教育機関における公印について、広島県教育委員会公印規程により、事務局総務課長は、公印台帳を作成し、整理保存する必要があるが、公印台帳が整備されていないものがあった。規程に基づき適正に対応する必要がある。(総務課)

17 警察本部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務

イ 組織体制 7部 35課 1室 3隊 1所

部 名	課名等
総務部	総務課、広報課、会計課、施設課、装備課、情報管理課
警務部	警務課、人材育成課、警察安全相談課、厚生課、監察官室、留置管理課
生活安全部	生活安全総務課、人身安全対策課、少年対策課、生活環境課、サイバー犯罪対策課
地域部	地域課、通信指令課
刑事部	刑事総務課、捜査支援分析課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、組織犯罪対策第一課、組織犯罪対策第二課、組織犯罪対策第三課、鑑識課、科学捜査研究所
交通部	交通企画課、交通規制課、交通指導課、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊
警備部	公安課、警備課、危機管理課、外事課、機動隊

ウ 職員数（令和7年6月16日現在）

現員 1,718人（うち暫定再任用職員数 22人）

会計年度任用職員数 42人

エ 主な施策（令和6年）

総合的な犯罪抑止対策の推進と検挙力の強化

子供・女性・高齢者等を守る取組と少年非行防止対策の推進

住民の安心感を高める地域警察活動の推進

組織犯罪対策の推進

交通事故の抑止と安全で円滑な交通の確保

災害、テロ等緊急事態対策の推進

サイバー空間の安全の確保

複雑化する社会に適応する警察運営の推進

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

公印管理における事務処理について

公印管理における事務処理について、次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。

ア 公印の管理において、新調した公印の公印台帳を警察本部総務部総務課長に送付していないものがあった。(監察官室)

公印種類	広島県警察本部警務部監察官室長印 柚植 23mm
根 抱	広島県警察公印規程第6条

イ 公印を事前に刷込んだ用紙は枚数を点検して保管し、受払簿により用紙の受払状況を明らかにすることとされているが、受払簿が作成されていないものがあった。(少年対策課)

根 抱	広島県警察公印規程第8条の2第5項、第8条の3第2項
-----	----------------------------

【改善を求める事項】

工事請負契約における事務処理について

道路標識設置工事において使用する支柱などの資材について、令和7年度に監査を行った5警察署すべてにおいて、仕様書で規定されたJIS規格等の品質確認をしていなかった。

他の警察署を含む全警察署において、確実に品質確認が行われるよう、仕様書等の見直しや周知徹底を図るなど必要な措置を講じ、警察本部として工事の品質確保に向けた組織的な取組を行う必要がある。(交通規制課)

18 監査委員事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 定例監査等の監査の執行に関する事務

決算審査等、例月出納検査、住民監査請求及び外部監査に関する事務

(イ) 職員数（令和7年4月1日現在）

現員 16人（うち暫定再任用職員数 2人）

会計年度任用職員数 1人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

公印の管理について

公印の管理について、印影を記録する台帳等が整備されておらず、使用されている公印の真正性が確認できない状況となっていた。公印台帳の整備など、必要な手続を定め、適正な公印の管理に努める必要がある。

19 人事委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 3人

イ 事務局の概要

- (ア) 主な分掌事務 人事行政に関する調査に関する事務
給与、勤務時間その他の勤務条件など職員に関する制度の研究及び勧告
職員の競争試験及び選考に関する事務
職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分の審査に関する事務
- (イ) 組織体制 2課（合同総務課、公務員課）
- (ウ) 職員数（令和7年4月1日現在）
現員 20人（うち暫定再任用職員数 0人）
会計年度任用職員数 2人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

公印の管理について

公印の管理について、印影を記録する台帳等が整備されておらず、使用されている公印の真正性が確認できない状況となっていた。公印台帳の整備など、必要な手続を定め、適正な公印の管理に努める必要がある。（合同総務課）

20 労働委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関する事務
労働組合の資格審査に関する事務
不当労働行為の審査に関する事務

(イ) 職員数 (令和7年4月1日現在)

現員 11人 (うち暫定再任用職員数 1人)

会計年度任用職員数 0人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

公印台帳の整備について

広島県労働委員会公印規程において、合同総務課長は公印台帳を備え、公印の状況を把握するため必要な事項を登録しなければならないものとされている。

また、公印の廃止については、会長の承認を受けた上で、事務局長は、合同総務課長にその公印の登録の抹消を命じなければならないとされているが、公印の廃止に伴う登録抹消の手続が定められておらず、公印台帳に廃止した旨の記録が行われていなかった。

公印の廃止に伴う登録抹消の手続を定めるとともに、公印の状況を明確にした公印台帳の整備に努める必要がある。

21 県立広島皆実高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 広島市南区出汐二丁目4番76号
 ウ 教職員数（令和7年5月1日現在）
 本務者数 80人（うち暫定再任用職員数 5人）
 会計年度任用職員数 23人

エ 生徒の状況

課 程		全日制											
学科・学年等		普通科				衛生看護科				体育科			
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		240	240	240	720	40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)		241	236	236	713	40	40	40	120	40	40	40	120
充足率 (%)		100.4	98.3	98.3	99.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
退学者 (人)		1 (0)				0 (0)				0 (0)			
休学者 (人)		0				0				0			
進 学 就 職	大学・短大	226人 (95.0%)				40人 (100.0%)				36人 (92.3%)			
	専修・各種	8人 (3.4%)				0人 (0.0%)				1人 (2.6%)			
	就 職	0人 (0.0%)				0人 (0.0%)				2人 (5.1%)			
	その他	4人 (1.7%)				0人 (0.0%)				0人 (0.0%)			

課 程		全日制			
学科・学年等		合 計			
		1	2	3	計
総定員 (人)		320	320	320	960
生徒数 (人)		321	316	316	953
充足率 (%)		100.3	98.8	98.8	99.3
退学者 (人)		1 (0)			
休学者 (人)		0			
進 学 就 職	大学・短大	302人 (95.3%)			
	専修・各種	9人 (2.8%)			
	就 職	2人 (0.6%)			
	その他	4人 (1.3%)			

課 程		専攻科		
学科・学年等		衛生看護科		
		1	2	計
総定員 (人)		40	40	80
生徒数 (人)		41	40	81
充足率 (%)		102.5	100.0	101.3
退学者 (人)		1 (1)		
休学者 (人)		3		
進 学 就 職	大学・短大	2人 (5.6%)		
	専修・各種	0人 (0.0%)		
	就 職	34人 (94.4%)		
	その他	0人 (0.0%)		

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和7年5月1日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和6年度（令和7年3月末現在）の状況である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

22 県立福山明王台高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
イ 所在地 福山市明王台二丁目4番1号
ウ 教職員数 (令和7年5月1日現在)
　　本務者数 58人 (うち暫定再任用職員数 6人)
　　会計年度任用職員数 14人

エ 生徒の状況

課程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員	(人)	280	280	280	840
生徒数	(人)	281	271	255	807
充足率	(%)	100.4	96.8	91.1	96.1
退学者	(人)	2 (2)			
休学者	(人)	5			
進学就職	大学・短大	191人	(73.7%)		
	専修・各種	51人	(19.7%)		
	就職	11人	(4.2%)		
	その他	6人	(2.3%)		

(注) ・「学科・学年等」の生徒数等は、令和7年5月1日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和6年度（令和7年3月末現在）の状況である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

23 県立広島高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
イ 所在地 東広島市高屋町中島 31 番地 7
ウ 教職員数 (令和 7 年 5 月 1 日現在)
　　本務者数 57 人 (うち暫定再任用職員数 3 人)
　　会計年度任用職員数 26 人

エ 生徒の状況

課程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員	(人)	240	240	240	720
生徒数	(人)	231	222	210	663
充足率	(%)	96.3	92.5	87.5	92.1
退学者	(人)	13 (1)			
休学者	(人)	0			
進学就職	大学・短大	195 人		(86.3%)	
	専修・各種	26 人		(11.5%)	
	就職	0 人		(0.0%)	
	その他	5 人		(2.2%)	

(注) ・「学科・学年等」の生徒数等は、令和 7 年 5 月 1 日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和 6 年度（令和 7 年 3 月末現在）の状況である。
- ・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

24 県立広島中学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく中学校教育の実施
イ 所在地 東広島市高屋町中島 31 番地 7
ウ 教職員数 (令和 7 年 5 月 1 日現在)
　　本務者数 31 人 (うち暫定再任用職員数 0 人)
　　会計年度任用職員数 4 人

エ 生徒の状況

学年	1	2	3	計
総定員 (人)	160	160	160	480
生徒数 (人)	160	160	159	479
充足率 (%)	100.0	100.0	99.4	99.8
進学就職	進学	159 人	(100.0%)	
	就職	0 人	(0.0%)	
	その他	0 人	(0.0%)	

(注) ・「学年」の生徒数等は、令和 7 年 5 月 1 日現在の状況である。

・「進学就職」は、令和 6 年度 (令和 7 年 3 月末現在) の状況である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。